

小牧岩倉衛生組合次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務委
託プロポーザル実施要綱

〔令和 8 年 6 月 1 8 日〕
〔8 小岩衛総第 3 7 1 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務について最適な提案をする者を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第 2 条 対象とする業務は、次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 第 5 条に規定する参加表明書等を提出する日において、小牧岩倉衛生組合の入札参加資格（設計・測量・建設コンサルタント等業務）の登録がされている者（入札参加資格の申請を行っており、業務の委託契約を締結する日までに当該登録を行うことができる者を含む。）
- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年 4 月 1 5 日建設省告示第 7 1 7 号）による建設コンサルタントの「廃棄物部門」に登録されていること。
- (4) 次に掲げる措置を受けていないこと。
 - ア 小牧岩倉衛生組合建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 2 3 年 1 0 月 1 日施行）に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこ

と。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

(6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる者を含む。）でないこと。

（公募の公告）

第4条 管理者は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 管理者は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧岩倉衛生組合のホームページで公表するものとする。

（参加表明書等の提出）

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び別に定める関係書類（以下「関係書類」という。）を管理者が指定する日までに管理者に提出しなければならない。

（第一次審査）

第6条 管理者は、第一次審査として、関係書類を別に定める次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）に審査させ、提出者のうち上位5者を第二次審査の出席要請者として選定させ、その結果を管理者に報告させるものとする。ただし、提出者が5者以下の場合は、別に定める基準点以上の評価を得た提出者を第二次審査の出席要請者として選定させるものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立て等は一切できないものとする。

（技術提案書の提出）

第7条 前条第2項の規定により第二次審査の出席要請者として選定された者は、別に定める技術提案書を管理者が指定する日までに管理者に提

出しなければならない。

(第二次審査)

第8条 管理者は、第二次審査として、前条の技術提案書を提出した者に対し、委員会に技術提案書の内容の聴取等及び審査を行わせ、業務について技術的に最適な者（以下「最優秀者」という。）及び次点者1者を選定させ、並びにその結果を管理者に報告させるものとする。

2 管理者は、前項の報告に基づき、最優秀者及び次点者1者を特定するものとする。

3 管理者は、前項の規定により最優秀者及び次点者1者として特定した者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立て等は一切できないものとする。

(随意契約に係る見積書の徴収)

第9条 管理者は、前条の規定により特定した最優秀者を業務に係る契約の見積書の徴収の相手方とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は最優秀者が第3条各号に規定する者に該当しないと認めるときは、次点者を見積書の徴収の相手方とする。この場合において、最優秀者に生ずる損害については、小牧岩倉衛生組合は一切の責を負わない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月18日から施行する。

2 この要綱は、業務に係る契約の締結をもって、その効力を失う。

様式第 1 （第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル
の第一次審査結果について（通知）

このことについて、関係書類を審査した結果、貴社を第二次審査の出
席要請者として選定しましたので通知します。

つきましては、下記のとおり第二次審査を行いますので、ご参加いた
だきますようお願いいたします。

記

第二次審査の概要

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 号
年 月 日

様

次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル
の第一次審査結果について（通知）

このことについて、関係書類を審査した結果、貴社については下記のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝するとともに、今後も当組合へのご協力をいただきますようお願いいたします。

記

選定しなかった理由

様式第3（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル
の第二次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社を下記のとおり

当業務の 最優秀者
次点者 として特定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 4 （第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

次期ごみ処理施設整備基本構想策定業務委託プロポーザル
の第二次審査結果について（通知）

このことについて、技術提案書を審査した結果、貴社については下記
のとおり最優秀者 又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに
感謝するとともに、今後も当組合へのご協力をいただきますようお願い
いたします。

記

選定しなかった理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。